

■ 集団指導に関するQ & A

Q 1 : 集団指導とは。

集団指導とは、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付け老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、介護サービス事業所の指定権者である県等が、サービス事業者に対して、重点的かつ効率的な指導を行うため、講習等の方法で指導を行うものです。

Q 2 : 具体的にどのような内容となりますか。

主な内容としては、介護保険制度、過去の指導事例、重点的留意事項、指定後の各種手続き、感染症予防、労働関係法、高齢者虐待防止等について説明を行います。

Q 3 : 日程や実施方法を教えてください。

1. 実施方法

動画配信

県庁HPの以下の場所からご視聴ください。

トップ > くらし・健康・福祉 > 高齢者・介護 > 居宅介護 > 令和7度介護保険事業所に対する集団指導を実施します。

2. 受講期間

令和7年12月8日（月）から令和8年2月13日（金）まで

3. 対象サービス

県指定の居宅サービス ※医療みなし指定を含む

（ただし、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護を除く。）

Q 4 : 資料はありますか。

・動画の説明資料を令和7年12月8日（月）に県庁HPに掲載しますので、各自でダウンロードしていただき、受講してください。

Q 5 : 誰が受講すればよいでしょうか。

・受講者は、基本的に各サービスの管理者としますが、法人の代表者等でも可とします。

Q 6 : 休止中の場合、受講報告は必要ですか。

・休止中の場合は報告の必要はありません。

（裏面に続く）

Q 7 : 受講報告方法を教えてください。

・電子申請システムによる受講報告をお願いします。

・報告は介護保険事業所番号ごとにお願いします。

(同一の介護保険事業所番号に複数サービスが含まれる場合は、まとめて報告してください。)

【報告期限】令和8年2月27日（金）

【URL】 <https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/shudan-shido>

【QRコード】



QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

Q 8 : 市町村指定の居宅サービスも受講が必要でしょうか。

・宮崎市内に所在する事業所や、地域密着型サービスや居宅介護支援事業所等の市町村が指定権者となる居宅サービス事業所については、受講不要です。

Q 9 : 動画内容について質問をしたい場合はどうすればよいでしょうか。

・県長寿介護課居宅介護担当までお願いします

Mail:kyotaku@pref.miyazaki.lg.jp